



生食発0301第4号  
28消安第5318号  
28水漁第1536号  
平成29年3月1日

各  
〔都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長〕  
殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長  
( 公 印 省 略 )

農林水産省消費・安全局長

水 産 庁 長 官

「対EU輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

EU向けに輸出される水産食品の取扱いについては、「対EU輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月4日付け食安発第0603001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2148号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第175号水産庁長官通知）中の別紙「対EU輸出水産食品の取扱要領」（以下「要領」という。）に基づき取り扱っているところです。

今般、本要領を別添新旧対照表のとおり改正し、施設における使用水の検査、養殖魚介類を使用した水産食品等の残留動物用医薬品等の取扱い等について変更したので、御了知の上、貴管内関係営業者等へ周知いただくよう、よろしく申し上げます。

なお、衛生証明書の発行申請手続における輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の利用開始については、本年3月19日の予定としている旨申し添えます。